

令和4年度 茨城県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時 : 令和4年8月3日(水) 15:00~17:00

開催場所 : 水戸京成ホテル 2階 瑠璃の間

出席者 :

委員 12名

- 清山 玲 (茨城大学人文社会科学部法律経済学科 教授)
- 中崎 芳夫 (茨城県社会保険委員会連合会 会長)
- 外川 善夫 (全国健康保険協会茨城支部 企画総務部長)
- 住谷 則男 (茨城県商工会連合会 事務局次長)
- 橋本 導男 (茨城県教育庁学校教育部高校教育課 課長補佐(総括)) 代理出席
- 森山 範彦 (茨城県都市国民年金協議会(守谷市健幸福祉部国保年金課 課長))
- 川又 秀明 (一般財団法人茨城県社会保険協会 事務長) 代理出席
- 早乙女 博 (茨城県年金協会 常務理事)
- 櫻井 晶 (茨城県町村会(五霞町町民税務課 主幹)) 代理出席
- 木村 薫 (茨城県社会保険労務士会 副会長)
- 大塚 正之 (全国国民年金基金茨城支部 支部長)
- 佐藤 成徳 (関東信越厚生局年金調整課 課長)

日本年金機構職員 7名

- 皆川 直克 (北関東・信越地域部長)
- 島崎 俊光 (水戸北年金事務所長)
- 坂詰 宏 (土浦年金事務所長)
- 舘山 文彦 (下館年金事務所長)
- 渋谷 健一 (日立年金事務所長)
- 木澤 典雅 (水戸北年金事務所副所長)
- 砂山 岳志 (水戸北年金事務所総務調整課)

傍聴者及び報道関係者 … 出席なし

1. 開会 水戸北年金事務所副所長

2. あいさつ 水戸北年金事務所長

3. 委員紹介

4. 議事

(1) 令和3年度 茨城県地域年金展開事業 事業実施報告について

(2) 令和4年度 茨城県地域年金展開事業 事業実施計画について

(3) その他

5. 主な意見等

令和3年度 茨城県地域年金展開事業 事業実施報告について

(佐藤委員)

資料によると、地域年金推進員の委嘱状況は水戸北年金事務所と土浦年金事務所で1名ずつ、合計2名となっています。全事務所に配置する目標はありますか。もっと積極的に配置した方がよいのではないのでしょうか。

また、委嘱されている水戸北と土浦は高校での年金セミナーの実施回数が少なく、水戸南年金事務所と下館年金事務所の方が多く、日立年金事務所はゼロです。地域年金推進員の委嘱状況との関連性はあまりないように思われます。委嘱されている推進員が年金事務所の管内の学校だけを担当するのか、そうでないのかは分かりませんが、いずれにしても全事務所に配置した方がよいと思います。

(清山委員長)

日立年金事務所で高等学校での年金セミナーができなかったことの原因と、今後の方針はいかがですか。

(渋木所長)

高校へのアプローチが十分にできなかったのが原因です。例年開催している大学や専門学校へのアプローチのみとなってしまいました。今年度は、管内の日立市、高萩市、北茨城市のすべての高校へのアプローチを年度当初から実施しており、社会科の先生からよい反応をいただいています。

また、新たに拡大した展開として中学校へのアプローチも行っていますが、非常に興味を持っていただいております、セミナーの申し込みをいただいております。

(皆川部長)

正式な数値ではありませんが、地域年金推進員の委嘱数は全国で90名程度と記憶しています¹。まだ委嘱のない都道府県もあります。

(中崎委員)

日立年金事務所が高校での年金セミナー開催で苦戦したのは、地域的な反応の違いではないでしょうか。自分の体験として、県北の事業所ではコロナウイルスの流行を理由として会合を嫌う空気が強かったです。

それから、令和3年度からWeb形式の研修会を取り入れたことについて、さきほど結果は伺いましたが、反省点はどのようなものがありますか。

(島崎所長)

水戸北年金事務所では支援学校向けのセミナーと年金委員研修をリモートで行いました。支援学校でのセミナーは学校側のシステムを利用し、年金委員研修は機構のシステムを利用して実施したところです。今夏からは20歳到達者向けの国民年金加入に関する制度説明も毎月実施しています。

反省点としては、対面は相手の状況が見えるため、説明のタイミングが計れるが、Web開催だとリアルタイムで相手の反応や理解が分からないということがあげられます。終了後のアンケートで初めて改善点が見つかるということになります。意識的に会話のスピードを落としたり、分かりやすい言葉づかいをしたりすることがWebでは難しいという印象があります。

(坂詰所長)

自分の経験としても、社労士会向けの研修において、Webで話をしたことがあります。受講する側には利便性があると思いますが、実施する側は相手が見えないため、原稿の朗読のようになってしまったことが反省点です。伝えるスキルを磨いていきたいと考えます。

(早乙女委員)

高校生や若い世代への年金セミナーの推進は非常に有効な取り組みであると思います。引き続き推進をお願いします。

方法としてはさきほどWebで実施するという話もありましたが、総務省の統計を見ると、パソコンやスマホの10代、20代の普及率は98%にも上るといいます。Web形式であっても結局講師や受講者の集合が必要ならば、取り組みをさらにもう一工夫し、各々スマホを利用して研修に参加できるようにすると良いのではないのでしょうか。

(清山委員長)

高校生くらいまでの年齢だとPCの普及率はそれほど高くありません。反面、スマートフォンの普及率は高いです。スマートフォン対応のWeb研修は既に年金事務所でも取り入れているのでしょうか。

(島崎所長)

日本年金機構でWeb研修に利用しているMicrosoft Teamsはスマートフォンからでも参加できるようになっています。

(皆川部長)

日本年金機構における非対面型の研修等の推進は移行時期にあります。受け手側のニーズに

合わせ、組織として習熟中でもあることから、本日いただいた意見は機構の今後の発展に繋げていきたいと考えます。

(中崎委員)

下館年金事務所の取組として、福祉施設で、事務手続きに関する説明を生徒向けに行っているとのことでしたが、具体的にはどのような取り組みですか。事務手続きは福祉施設の入所者が個人で行うようなものなのですか。

(舘山所長)

当初は自立支援学校等に対し、生徒へ国民年金加入や免除に関する説明会を行うことを目的にオファーをかけていました。しかし、支援学校の先生や保護者から、生徒たちは20歳になると障害年金の請求に向かうので、請求書等の書き方のポイントを具体的に教えてほしいという要望を受けました。

そのため、セミナーの内容として、生徒向けには国民年金加入や免除等にかかる一般的な説明をし、同席している先生や保護者には20歳になったときの障害年金請求の具体的な方法について説明を行いました。

(清山委員長)

セミナーの受け入れ側という立場から、高校教育課の橋本委員代理にも意見を求めたいと思います。

(橋本委員代理)

高校教育課は県立高校を担当しています。今年度の県立高校は全日制・定時制合わせて94校、私立高校を合わせると125校あります。セミナーの実施校を見ると、卒業後の進路については比較的就職が多いと思われる学校となっています。可能ならば県内のすべての高校で年金セミナーを実施するのが望ましいところではありますが、各校事情があり、実際には難しいところです。

新型コロナウイルスの流行により、学校教育課には毎日相当数の生徒の感染報告が上がってきます。学校と引き続き協議し、希望に合わせ、対面やWebなど開催方法を柔軟に検討いただけるとよいと考えます。

(大塚委員)

日立年金事務所の年金セミナーの取組について質問します。資料によると、茨城キリスト教大学での受講者は6名であり、大学にしては少ないように思えます。高校であればクラス単位・学年単位で開催すると思いますが、参加希望はどのように取りましたか。

また、各事務所では年金制度説明会として退職者説明会を実施していると思いますが、具体的にはどういったことを説明しているか教えてください。

(渋谷所長)

茨城キリスト教大学での年金セミナーは、大学の学生指導課や教授と協議したところ、特定のゼミや授業に取り込むのは難しいということでした。結果として大学のフリースペースを利

用させてもらい、希望者のみ授業の合間に自由参加するという形式にしました。実施 2 週間前からポスター掲示していただき周知したところ、当日はもっと多くの学生に聞いていただきました。

ただし、アンケートの集約件数が実施報告件数に繋がるどころ、最後まで参加し、アンケートを提出してくれた学生が 6 名だったということです。今後、教授と協議しながらより多くの学生が参加してもらえるような工夫をしたいと考えます。

(島崎所長)

退職者説明会について、水戸北年金事務所では昨年度 1 件の事業所で実施をしています。事業所から退職間近な従業員の方のうち希望者に対して、定年退職後の年金請求の手続きや、定年後の雇用と老齢年金との調整、自分が死亡した場合の年金などについて説明してほしいとの要望を受け、お客様相談室の職員を講師として派遣していますので、制度の説明、具体的な手続きの指導や、細部の質問に対する応答等に対応できています。

令和 4 年度 茨城県地域年金展開事業 事業実施計画について

(川又委員代理)

年金委員研修について、対面から Web の実施となったことで参加者数の違いはありましたか。人数の少ない事業所は職場を離れられないということもあるので、Web は非常によい取組であると思います。

(清山委員長)

いくつか質問をまとめたいので、他に質問のある委員はおられますか。

(木村委員)

今年の 10 月から特定適用事業所の適用拡大が行われるが、パート従業員が不安を感じているので説明をしてほしいという依頼を企業から受けることがあります。年金事務所でも活動やサービスの提供を行うことはありますか。

(島崎所長)

川又委員からの質問については、年金委員研修は Web 会議とはいえ、委員に年金事務所に集まってもらい、機構のシステムを使って研修を行っています。参加者数は調べないとわかりませんが、それほど人数的な違いはないと思います²。

木村委員からの質問については、事業所からの要請に応じて、社労士会と連携して説明会を実施しています。講師については、協力を承諾のあった社労士に依頼していますが、日程の調整がつかないような場合等には年金事務所の厚生年金適用調査課職員が対応しています。

また、事業所調査の対象事業所について、特定適用事業所の拡大対象となっている場合には、併せて説明を行っているところです。

(櫻井委員代理)

自分は人権に関する部署に所属していましたが、過去に年間 15 回受講していた研修において、

講師の方から「人権は涵養である」ということを聞いています。人権の理解・啓発には研修を受講し、頭で理解し、心で受けるということが必要だということです。

年金に関する周知も、人権と同じく研修会が大切だと思っています。現在自分が所属している五霞町町民税務課では税金も所管しており、小学校 6 年生、中学校 3 年生向けに「租税教室」を実施しています。これは町内の全ての小中学校に授業の一コマを使って行っているものです。小学校は役場職員が、中学校は税理士会が講師を務めています。

年金も「租税教室」のような形で、小中学校で「年金教室」を実施して年金を身近に感じてもらう取組を行うことが大切だと思います。水戸北年金事務所の実施計画でもセミナー対象校を中学校までのアプローチ拡大を検討するというのですが、是非実施いただければと思います。

(清山委員長)

義務教育は中学校までであり、高校に進学せず、就職する子もいます。であれば、中学までの教科書の中に年金に関する項目を取り入れるよう厚生労働省が文部科学省へ強く働きかけるべきであると考えています。

新型コロナウイルス流行により、生活の困りごとをどのようにしたらよいか分からない人たちが社会に余りにも多く出てきてしまうので、こういうことが起きたときにどこにアクセスすべきか、最低限のことを教科書的に小中学校で「年金教室」を行って教えるというのは良い取組だと思います。また、そのような取組を全国的にも拡大し、資料等を共有していければよいと考えます。

(橋本委員代理)

高校の学習指導要領の改訂が令和 4 年度にあり、高校 2 年生までに社会科や家庭科で年金について触れる形になりました。公民では「公共」の中で社会保障制度を学ぶことになっていて、その中で公的年金制度についても触れています。家庭科では「家庭基礎」の中で「家計管理」を学んでいます。生涯を見通した生活における経済管理・経済計画の重要性を理解する中で、給与明細の見方において、厚生年金であるとか、雇用保険料、介護保険等について学習しているところです。

(清山委員長)

「家計管理」では金融について話をすることになっていますし、また、女性活躍、ワークライフバランスの観点も、家計にどういう寄与をもたらすか必ず話しています。進学校であっても学力に合わせた資料を作れば使ってもらえると思います。そのためにはこの資料³では不十分。小学生・中学生に使うもの、高校生に使うもの、専門学生・大学生に使うものはそれぞれ年代に合わせて違うものでないといけないと考えます。以前、大学で年金セミナーを実施するにあたって年金事務所職員に資料を持ってきてもらいましたが、内容が小中学生向けのものかと思いました。年金セミナーに伍する講義を自分が行うことを伝えて、セミナーの実施協力は断っています。

民間企業ではマーケティングを行うと思いますが、対象になる相手別に資料を作成して、なおかつ時間も授業一コマ、企業向けのガイダンスで 30 分とか 15 分など説明時間で内容を変えて作成したら利便性もよく相手方にも使ってもらえると考えます。

また、資料の渡し方についても検討してほしいです。pdf だけではなくて⁴、PowerPoint のスライドもデータで提供してくれれば、学校の先生は必要なデータを加工して授業に取り入れやすくなると思います。

(外川委員)

特定適用事業所の適用拡大対象となる事業所の規模感について教えてください。茨城県内で適用拡大の対象となりそうな事業所数はどれくらいですか。それから、おおよその推計値として新たに被保険者となる短時間労働者の数はどれくらいで、うち何人くらいが全国健康保険協会管掌となる見込みか分かれば教えていただけますか。

(島崎所長)

数値については資料がないため、後で適用調査課の資料を確認して報告したいと思います⁵。事業所調査における周知事業所数は、水戸北年金事務所管内では100件程度と認識しています。

(皆川部長)

正確な情報をどのタイミングで出すかということは重要なことであると認識しているので、資料の作成について意見をいただけるのはありがたいことだと思っています。

(清山委員長)

ライブで授業をするということにこだわらなければ、資料を提供した学校から、授業でその資料を使ったことを報告してもらえれば年金制度の周知の役に立ったことになると思います。既に DVD での動画提供は行っているでしょうが、一步進んで、職員が講義を録音した PowerPoint のファイルを提供してもらえば、授業をする側からすればラクになります。例えばセミナーではそのファイルを再生し、質疑のときだけ職員がライブで入ってもらって応答するといったことも可能になると考えています。

商工会なども苦勞されていると思いますが、民間企業のやり方に倣ってセミナーの実施方法を工夫すれば、DX⁶によって周知が爆発的に進むことになります。

(島崎所長)

年金セミナーの動画配布については DVD 提供で取り組んでいるところです。また、年代層に応じたプレゼンテーションのやり方については今後取り入れたいと考えています。

(中崎委員)

今後は Web によるオンラインセミナーが主流となっていくでしょうが、講師役の職員の育成について、今後どのような講習を考えていますか。できれば事務所の中だけでの講習はやめた方がいいと思います。

自分は YouTube で動画を見て年金の勉強をしています。配信している社労士はとても説明が上手です。対して、昨年度、職域型年金委員のリモート研修に参加しましたが、こちらの方は講師のレベルが聞くに堪えず、途中で聞くのをやめてしまった経緯があります。内輪で練習するより社労士や外部講師などを招いて練習をするというやり方にした方がよいと思います。

(島崎所長)

現在各年金事務所で年金セミナープロジェクトチームを置いており、先輩職員から後輩職員への講習を行っています。そのほか、水戸北年金事務所と土浦年金事務所では地域年金推進員からアドバイスもいただいています。またコンペティションを開催して事務所間で競争や勉強を行っているところですが、確かに昨年度の年金委員説明会では合同で講師として出席した全国健康保険協会の職員と比べ稚拙さを感じたという報告が挙がっています。

プロジェクトチームの中で能力を向上させるための取組は行っていますが、内輪だけでは限界があると考えますので、例えば水戸北年金事務所や土浦年金事務所では地域年金推進員を活用するとか、社労士会の活用が検討できるなら社労士の先生方とできることを相談していきたいと思います。

(木村委員)

社労士会でも学校教育の委員会があり、高等学校や専門学校でセミナーを行っている労務士もいます。声掛けしてもらえれば協力できると思います。

(清山委員長)

例えば、セミナーで利用する資料に社労士が配信している YouTube の動画の URL を参考資料で載せるなどすれば、学校の先生や生徒の利便性も上がると思います。

(住谷委員)

商工会として、年金についてどのような活動ができるかを考えていたところですが、やはり周知の協力ということになると思います。商工会の会員 4 万 2 千の中小小規模事業所に対し、年 6 回広報誌を発行しています。機構側で年金について PR したいことがあれば、無料で広報誌に載せることができるので声を掛けてください。

(島崎所長)

機会があれば是非お願いしたいので、よろしくお願いします。

(清山委員)

労働局などにおいても広報に協力してチラシを入れてもらえたりすると思います。全国健康保険協会でも労働局に広報の協力を依頼していると伺っています。

(木村委員)

商工会の広報誌については、社労士会としても年金相談センターの PR に活用させてもらえればありがたいです。

(佐藤委員)

年金セミナーについて、委員長からも話がありましたが、内容については高校、専門学校、大学とそれぞれに内容を合わせてやっていただきたいです。DVD で実施している学校についても、アンケートは取っていると思いますが、視聴後に質疑応答の時間も取れるとよいと思います。

厚生局では学生納付特例事務法の指定拡大に向けた取り組みを行っています。学校に指定拡大の勧奨を行う際は、機構で行っている年金セミナーの取組を案内したいので、逆に機構が

セミナーのアプローチを行う際には、学生納付特例事務法人の制度について説明し、指定に協力してもらえるとありがたいです。

(森山委員)

市役所でも年金事務所と連携し、市の広報誌やホームページ、窓口等でのポスター掲示等広報周知に力を入れています。今年度の地域年金事業の取組方針に自治体との連携ということがありましたが、市役所では自治会等の組織の設立支援を行っていて、そのあたりの連携もあるので、広報にあたり手を広げたい場合にはご相談ください。

(島崎所長)

よろしく申し上げます。

(大塚委員)

年金制度周知事業として、管内市町村に対し、成人式でのリーフレット配布を要請しているとのことでしたが、国民年金基金としても成人式のリーフレット配布に協力いただけるか参考にしたいので、具体的にはどれくらいの市町村が協力してくれているか教えていただけますか。

(島崎所長)

数値について本日は把握していないので、後で報告したいと思います⁷。市町村の国保年金課等が機構との窓口になっていますが、広報も含め要請や依頼をする場合は、国保年金課等を通じて関係部署に連絡を取ってもらったり、訪問の段取りを整えてもらったりしています。

(清山委員長)

そろそろよいお時間ですので、質疑討論は終了します。なお、本日中に回答できなかったものについては、次回の会議の際に共有することとしたいが、いかがですか。

(島崎所長)

後日文書で回答するということとしたいと思います。

(清山委員長)

本日は短い時間でしたが、委員から積極的な発言がありました。各年金事務所としても DX⁸のプロセスの中、他の業務を増えているところ、よく地域年金事業に取り組んでいただいています。本日出された意見については、これからの改善に活かすものとしていただきたいと思います。皆様のご協力に感謝します。

6. あいさつ 北関東・信越地域部長

本日は各委員の皆様方ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございました。委員の皆様方のご協力もあり、滞りなく会議が終了となりました。

本日皆様方からいただいた意見については、当年金機構本部、また茨城県内の事務所と共有いたしまして今後の地域年金展開事業の推進にあたって、しっかりと主題にしていきたいと思います。

従来から申し上げておりますように、公的年金の安定的かつ恒常的な発展のために、地域や企業の皆様に対し、正しい知識、情報を適時適格にお伝えすることが日本年金機構の使命でありますし、重要な取り組みと考えています。とりわけ本年 10 月の短時間労働者の適用拡大は、人々の働き方に大きな影響を与える制度改正となることから、徹底的に制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

これらの実現にあたりまして、本日もご参集の皆様をはじめとした関係団体のご協力が必要不可欠であると考えておりますので、引き続き地域における支援ネットワークの再構築に取り組み、地域・教育・企業などそれぞれの立場からのご意見、ご提案を賜りながら国民の皆様方の年金制度に対する理解をさらに深め、制度加入や年金保険料に結び付けていくよう努めてまいります。今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、引き続きご指導ご鞭撻を重ねてお願い申し上げますとお礼のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

7. 閉会 水戸北年金事務所副所長

¹ 地域年金推進員は、各都道府県代表事務所に 1 名を配置し、そのほか各地域に割り当てた人数（委嘱状況に基づいて算出）に基づいて、地域代表年金事務所が地域内の各年金事務所に配置することとなっている。令和 4 年度現在における茨城県内における地域年金推進員の割り当て（県代表年金事務所を含む）は 3 名である。配置については会議資料では 2 名（水戸北 1 名、土浦 1 名）と記載していたが、実際には 3 名（水戸北、水戸南、土浦で各 1 名）である。

² 全国年金委員研修は令和元年度まで対面式で実施していたが、茨城県内での参加者については、平成 30 年度が職域型 1 名、地域型 1 名の計 2 名、令和元年度が職域型 1 名であった。Web 会議サービスを利用した非対面式に移行してからは、令和 2 年度が職域型 2 名、地域型 2 名の計 4 名が参加している（水戸北年金事務所に集合いただき、リモート研修を実施）。令和 3 年度は地域型 2 名が参加（令和 2 年度と同様の方法）し、及び職域型年金委員 18 名に対して Microsoft Teams を利用した事業所等からのリモート参加を勧奨した（参加者数は不明）。

³ 会議参考資料として添付した、水戸北年金事務所における年金セミナー配布資料を指す

⁴ 年金セミナーの資料は印刷物を提供するか、日本年金機構 HP に掲載された資料をご案内するという方法を取っている

⁵ 日本年金機構は令和 4 年 10 月に特定適用事業所となる見込みの事業所に対し事前周知を行っており、うち、茨城県における周知対象事業所数は 823 件である。なお、特定適用事業所に該当することにより被保険者となる見込みの短時間労働者数については不明である

⁶ デジタルトランスフォーメーション

7 下表のとおり

		リーフレット配布部数 (単位：部)	
		令和3年1月	令和4年1月
水戸北年金事務所管内	水戸市	2200	2300
	常陸太田市	500	450
	ひたちなか市	1400	0
	常陸大宮市	400	400
	那珂市	600	600
	東海村	0	400
	大子町	200	200
水戸南年金事務所管内	笠間市	0	0
	鹿嶋市	0	0
	潮来市	0	0
	神栖市	0	0
	行方市	0	0
	鉾田市	300	0
	小美玉市	0	0
	茨城町	0	0
	大洗町	0	0
	城里町	0	0
土浦年金事務所管内	土浦市	0	0
	石岡市	750	750
	龍ヶ崎市	900	900
	取手市	1000	1000
	牛久市	200	200
	つくば市	60	60
	守谷市	700	700
	稲敷市	400	400
	かすみがうら市	500	500
	つくばみらい市	360	360
	美浦村	185	185
	阿見町	0	0
	河内町	100	100
	利根町	180	180
	下館年金事務所管内	古河市	0
常総市		500	650
桜川市		0	500
結城市		450	600
下妻市		550	0
坂東市		500	0
筑西市		1100	1200
八千代町		0	300
五霞町		0	90
境町		0	0
日立年金事務所管内	日立市	0	0
	高萩市	0	0
	北茨城市	500	500

⁸ デジタルトランスフォーメーション